

第20回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H21.6.30(火)9:41 - 9:55

場所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、議長（途中退室）、事務局

資料：第20回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 運営要綱

資料2 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

資料3 検証対象条例一覧

議事概要

事務局：ただいまから、第20回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

なお、さる6月26日、議長により指名されたこの委員による検討会は、本日が初めてだが、検討会としては通算で整理しているため、本日が第20回となる。

また、当検討会の座長、副座長を決めていただくまで、事務局が進行役を務める。

最初に、議長から委員のみなさまに、ご挨拶申し上げたいとのことである。

議長：一年前のちょうど6月30日、この検討会の第1回が開会したのだが、本日、新たなメンバーで第20回が開会することとなった。

この、議員提出条例に係る検証検討会は、議員提出条例について、制定当時から県民の意識や社会情勢の変化等も勘案し、また議決の意思どおりに運用されているか等を、県民の視点に立って検証を行うため、設置されたものである。

住民の代表であるわれわれ議員こそ、議会における討議を通じて、現行制度の問題点の明確化や、必要な政策の形成といったことを、県民の視点から行っていくことができる存在であり、この検討会の取組は非常に重要であると考えている。

これまでには、西塚座長、野田副座長の下、19回にわたって、真摯かつ慎重な検討を重ねられ、三重県リサイクル製品利用推進条例及び三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の改正という成果に結びついたものである。

なお、これからの検証については、いずれの条例を対象とするか等を含め、座長をはじめとする検討会委員のみなさまにお任せするものである。委員のみなさまには、活発なご議論をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

さらに、私からのお願いを2点、お伝えしたい。

条例の検証については、他に検討する条例も残っていることでもあり、スピードアップをお願いしたい。

2点目として、私個人の思いとして、もちろんいずれの条例を検討するかは検討会の委員のみなさまで決定いただくことだが、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例について、この条例で議決対象となる計画は5年超となっているところである。しかし、現在、5年以上の計画はほとんどなくなってしまうている。この条例の趣旨が有名無実化しているのではないと思われる。そのあたりも検討し、早い段階で検証していただけたらと思う、以上2点をお願いとして申し上げ、失礼させていただく。

事務局：議長には、これで退室されるとのことである。

事項1に入る。この検討会は、議会基本条例第14条第1項の規定に基づき、平成20年6月17日議決によって、設置されたものであり、同条第2項の規定に基づき、議長によって運営要綱が定められている。これを、資料1として配付している。

この運営要綱第5条第2項の規定に基づき、ただ今から座長及び副座長を互選いただきたい。委員各位いかがか。

委員：新政みえから座長を、自民みらいから副座長を推薦いただくことを提案する。

(「賛成」の声)

事務局：それぞれ推薦いただきたい。

委員：新政みえとしては、座長に西塚委員を選出する。

委員：自民みらいとしては、副座長に岩田委員を推薦する。

事務局：それでよいか。

(拍手)

事務局：座長を西塚委員に、副座長を岩田委員に、お願いする。以後の進行については、座長にお願いする。

委員：座長に選出いただいたので、これより司会進行を務める。

この検討会は、昨年6月、制定当時からの県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、また議決の意思どおりに運用されているか等について、県民の視点に立って検証を行っていくことが必要であるとの認識から設置されたものである。検討会の設置以来、これまでの1年間で、三重県リサイクル製品利用推進条例及び三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の検証が行われたところである。

先ほどもあったように、スピーディに進めたいと考えている。私は、昨年からの検討会の委員となり、引き続き座長を務めているものであるが、この検討会における条例の検証とは、県民の視点に立つ議員が、より良い三重県となるためにどのような政策をどのように推進すべきかについて、県民の目線から討議し、決定することであると考えている。この検討会で委員相互による真摯かつ充実し

た討議が行われることを願っている。

委員：副座長からも、一言、お願いします。

委員：副座長としては、公正中立な立場から討議の進行に当たる座長を補佐するというのが、その役割であると考えている。それと同時に、討議が活発に行われるよう、その進行状況を見ながら、例えば試案をお示しするなどして、この検討会における討議の充実を図りたいと考えている。

委員：事項2 今後の進め方に入る。

討議に先立ち、この検討会の進め方に関して、説明する。

この検討会の会議は公開する。さらに、この検討会における議事の概要を、県議会のホームページに掲載する。なお、議事概要のホームページへの掲載は、議事概要の迅速な作成のため、委員名を伏せた形で行うこととする。ご了承いただきたい。

委員：次に、これからどの条例を検証するかについて討議いただきたい。

資料3をご覧ください。平成20年6月30日第1回検討会において、この検討会で検証すべきとされた条例一覧である。委員各位のご意見はいかがか。

委員：見直し時期などから勘案して、早く検証しなければならないものなどはあるのか。

事務局：検証されることとなった7本の条例の中で、最も制定の古いものは、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例である。先ほど議長からの個人的なご意見ということで話はあったところだが、これは、都道府県の中で本県が最も早く制定し、他県も追随して現在28府県で制定されている。来県調査においても、議会基本条例とともに、この条例について照会を受けることが多く、そのような状況を勘案し、検討していただくのもよいかと考える。

委員：それで(三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例で)よいのではないか。

委員：今ので(三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例で)進めてもらってよいが、その他に気になるのは、子どもを虐待から守る条例である。これは、議員提出で、議会としても思い入れのあるものであり、また、国の法律制定に先駆けて本県で制定したものである。検討する時期にきているのではないかと思われる。(子どもを虐待から守る条例を)、1(三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例)の次に、検討いただきたい。

委員：何本程度の条例を検証するか等の目安はあるのか。

事務局：昨年の場合、検討会は実質的に8月から活動を開始し、以降、2本の検証を行ったものである。それにかんがみ、2本ないし3本ということになるかと思われる。

委員：2、3本ということか。それであれば1(三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例)、7(子どもを虐待から守る条例)、2(議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例)の順で、2まで行くようがんばるということではないか。

委員：それでよいかと思う。

委員：1、7、2の順に進めることとする。

本日の検討会はこれまでとする。次回の検討会の日程については、追って連絡する。

(終了)